

令和 8 年 8 月 10 日

福井労働局長

佐 藤 賢 一 郎 殿

福井地方最低賃金審議会

会長 井 花 正 伸

福井県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 6 日付け福井労発基 0706 第 1 号をもって貴職から諮問のあった福井県最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、公労使代表委員が「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という三要素及び「地域間格差の是正」を踏まえて審議を行った。

福井の状況を概観するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）、「日本成長戦略」（同日閣議決定）、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解及び各種資料・最低賃金に関する実態調査等の結果を参考に、同部会において慎重に審議を重ねたが、改正最低賃金額について労使の意見の隔たりが埋まらず、公益委員調整により、別紙のとおりとする結論に達したため、ここに答申する。

今回の答申に際し、当審議会公益委員の見解は、別添のとおりである。

なお、今回の答申に当たっては、関係機関が連携して、以下の事項を早急に実施するよう、政府及び福井労働局に強く要望する。

（政府への要望）

- ・ 生産性向上の支援については、設備投資の計画の策定等に当たって、経常的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者に配慮し、可能な限り多くの企業が、各種の助成金等を容易に利活用し、賃上げを実現できるよう、政府の掲げる生産性向上等の支援や経営支援のより一層の強化を図ること。

- ・ 価格転嫁対策については、価格転嫁率が低い現状を鑑み、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に所管省庁において、業種別の価格転嫁状況の改善が図られるよう、中小企業庁、公正取引委員会を含む省庁横断的な執行体制を引き続き強化することで、価格転嫁対策のより一層の推進を図ること。
- ・ 業務改善助成金については、今年度の受付開始期間は令和8年9月1日からとなっているところ、同助成金の更なる利用促進のため、次年度以降は9月1日にこだわらず、受付開始期間を前倒しすることにより受付期間を長くとれるよう制度の見直しを図ること。

(福井労働局への要望)

- ・ 中小企業・小規模事業者に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう周知期間にも留意し、広報活動を強化するとともに、引き続き県内の各産業支援機関と有機的に連携し、専門家の活用などを通じ、上記企業における経営力向上を支援するなど関係機関と連携し、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。
- ・ 最低賃金の改正額を踏まえ、発注済みの公契約額が見直されるよう、福井県及び各市町に対して要請を行うこと。
- ・ 福井県最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと。

福井県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
福井県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 112円
- 5 最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

令和 8 年度福井県最低賃金の改正決定における公益委員見解

- 1 令和 8 年度福井県最低賃金の改正決定における引上げ額は、次のとおりとする。
福井県最低賃金時間額 1,053 円を 59 円(5.60%)引上げ、時間額 1,112 円とする。

- 2 改正額の検討(【 】…参照した資料)

- (1) 労使双方の主張

- ア 労働者代表委員の主張のポイント

全国の物価は、2021 年度後半から上昇局面に入ったものの、2026 年 4 月以降は 1 %程度と伸びは鈍化し、全国の実質賃金はプラス圏で推移している。福井市の実質賃金も 2025 年 10 月から 2026 年 4 月までで平均プラス 5.2%と改善がみられる。ただし、消費者物価指数の伸びは鈍化しているとはいえ上昇傾向は維持しており、最低賃金で働く人々の生活が厳しい状況は変わっていない。

連合福井の 2026 春季生活闘争第 13 回回答集計では、平均賃金方式で回答を引き出した 117 組合の賃上げ結果は、額 16,461 円、率 5.60%であり、賃上げ額としては過去最高となり、昨年と同水準の引上げとなった。また連合本部の 2026 年春季生活闘争第 7 回回答集計では、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は時給で 75.01 円、率 6.17%であった。この賃上げの流れを未組織労働者、最低賃金近傍で働く労働者の労働条件向上へと確実に波及させる必要がある。

最低賃金は従前に比べれば大幅な引上げが続いているものの、依然として最低賃金法第 1 条の法の目的に鑑みて十分な水準とはいえない。生存権を確保した上で労働の対価として相応しいナショナル・ミニマム水準へ引き上げるべきである。

地域間格差は深刻で、2020 年度 104 円であった最高額と最低額の額差は、2025 年度には 203 円まで拡大した。深刻な人手不足の中、地域間格差を是正しなければ地方部から都市部へのさらなる労働力の流出につながり、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることが懸念される。

労働者の生計費については、2026 年度は 2025 年に簡易改定した連合リビングウェイジを重視しつつ、募集賃金の実態や高卒初任給との均衡も考慮の上、1,160 円以上の水準への到達の道筋となるような金額改定が必要である。

賃金については、2026 年度春闘賃上げの連合福井の集約結果では 5.60%となっていること、福井県経営者協会が中間報告として発表した福井県内企業の本年度賃金改定状況によると賃上げ率は 4.25%と前年比プラス 0.09 ポイント、賃上げ額は 11,383 円で、前年比プラス 474 円となっており、いずれも昨年を上回る水準となっている。

通常の事業の支払能力については、北陸短観においても、過去 10 年売上高経常利益率 5 %以上の水準を維持するなど安定している。また、2025 年度実績においては、69 円の大幅な賃上げを実施したにもかかわらず、9.03%と昨年を 1.13%ポイント上

回る水準となっている。また、2026 年度計画においても 8.89%と全国より高い水準にある。

また、2020 年以降の最低賃金大幅引上げ後も、県内企業の 1 人当りの付加価値額は安定して推移しており、少なくとも県全体の統計でみれば、最低賃金の大幅な引上げが直ちに経営状況の悪化に結びついていないことを示唆している。

原資の確保に関して、国や県の支援制度が整備されており、利用についても増加傾向にある。しかし、未だ最低賃金法違反が認められ指導を受けた事業場も散見されることから、業務改善助成金やキャリアアップ助成金の更なる利用促進を図ることが必要である。

以上を踏まえ、労働者側委員としては、現在の最低賃金が必要生計費の水準を満たしていない状況を考慮し、生活できる最低賃金(セーフティーネット)として、福井県最低賃金について、連合本部が集計した有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額 75 円の引上げが必要である。

イ 使用者代表委員の主張のポイント

令和 8 年 6 月に発表された中小企業庁による価格交渉促進月間(3 月)における調査では、県内企業のコスト増に対する価格転嫁率は 50.9%であり、「転嫁できた企業」と「転嫁できなかった企業」の二極分離の状態となっている。また、同調査中、全国平均でサプライチェーンの各階層ごとの価格転嫁率は、1 次請け企業は 55.2%であったが、4 次請け以上は 45.5%にとどまっている。4 次請け以上の階層においては、「全く転嫁できなかった」、「減額された」企業の計は 24.3%になっている。なお、福井商工会議所による令和 7 年 12 月期調査では価格転嫁率は 34.0%である。

賃上げの状況について、福井県経営者協会が行った賃金改定調査(中間報告)では、賃上げ率は 4.25%であるものの、「昨年と同額」または「昨年と減額した企業」が、令和 6 年は 25.0%、令和 7 年は 36.9%、令和 8 年は 45.4%と増加傾向にある。

帝国データバンクの調査によると、令和 8 年上半期の倒産件数は 42 件と令和 7 年上半期の 30 件に比べ 12 件、40%増加している。また、令和 7 年の企業倒産は 58 件と前年に比べて 6 件増加している。また、昨年 8 月に同社福井支店が発表した令和 7 年上半期における調査では、県内 14,442 社のうち約 9%に当たる 1,301 社が倒産リスクの高い企業であり、その内訳は売上 1 億円未満の企業が 958 社(構成比 73.6%)、1 億から 10 億未満の企業が 310 社(構成比 23.8%)と米国関税、コロナ借換え保証の返済本格化等の要因により小規模企業の倒産リスクが潜在化しているとの結果であった。さらに 7 月 27 日に公表された東京商工リサーチ(全国版)のデータによると企業倒産件数は 7.13%増の 5,310 件となっており、12 年ぶりに 5,000 件を超えている。人件費は 2.4 倍に高騰し、負債総額でみれば 6.4%も増加している。

国際紛争の長期化等により、経営環境の先行き不透明感が高まる中、最低賃金近傍の労働者の力でようやく事業を成り立たせている中小・零細企業にとって、ここ 3 年

間続いている最低賃金の大幅な引上げの影響は大きい。政府が掲げる最低賃金 1,500 円という目標に対する引上げのスピード感が幾分弱まったとはいえ、引き続き大幅な引上げが続く中、経営維持が困難となる企業がこれまで以上に増加する可能性が高い状況にある。企業の存続に大きな影響を与える最低賃金の引上げについては、例年にも増して慎重に検討すべきである。

その上で、労働者の生計費については、福井市消費者物価指数「食料」の令和 7 年 10 月から令和 8 年 6 月までの上昇率は 4.48%であること、賃金については賃金改定状況調査第 4 表①の B ランク賃金上昇率は前年比 3.4%、連合福井の 2026 年春季生活闘争における 6 月 30 日時点での妥結状況は、ベア相当分では 3.95%、300 人未満の中小労組の結果はベア相当 3.31%となっていること、通常の事業の賃金支払能力について、最低賃金近傍の労働者(労働者数 30 人未満)により経営している企業に特化した企業収益や経常利益率についての統計値はなく、福井地方最低賃金審議会で示された統計値と同列に考えるべきではなく慎重であるべきである。

企業は、賃上げしなくてはならないとの共通認識があるものの、企業の人手不足は解消されておらず、防衛的賃上げを行っている実態にあるが、それも限界に近付いている。

さらに近年は最低賃金改定に伴う影響率も高く、昨年の改定により 3 割を超える県も存在している。影響率についても注視して審議を行うべきである。

以上を踏まえ、使用者側委員としては、福井県の実態に応じた最低賃金の引上げ額は多くとも対前年比 4.5%以下、額にして 47 円が相当である。

(2) 改正額検討のポイント

福井県最低賃金専門部会は、本年度の改正審議に当たって、最低賃金法第 9 条第 2 項の三要素(労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力)のデータに基づき、公労使で令和 8 年 7 月 29 日以降、4 回にわたり専門部会で丁寧な議論を積み重ねて審議を行った。

審議にあたっては、中央最低賃金審議会から示された目安(B ランク 56 円)は、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするべきもので、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないという原則に立ちながら、目安を十分に参酌しつつ、地域の経済・雇用の実態、特に小規模事業者の実態に配慮し、労使の主張も踏まえ改正額が合理的なものとなるよう慎重な審議を行った。

また、審議においては、上記三要素のほか、最低賃金の地域間格差の是正についても引き続き検討を行った。

さらに、今年度の審議においては、改正額の発効日等についても、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会から示された「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」(令和 8 年 6 月 23 日)での取りまとめを踏まえ審議を行った。

ア 令和 7 年度改正による影響

令和 7 年度改正の福井県最低賃金時間額 1,053 円(引上げ率 7.01%)は、全国加重平均 1,121 円の 93.9%の割合であった。【第 527 回資料 12】

令和 8 年 6 月に福井労働局が実施した最低賃金に関する基礎調査(以下「基礎調査」という。)によれば、令和 7 年度改正後の最低賃金額(時間額 1,053 円)を下回る労働者の割合(未満率)は県内が 1.8%であり、令和 7 年全国平均の 2.0%と同水準であった。【第 528 回資料 3】【第 2 回目安小委員会資料No.3】。

改正後に最低賃金を下回ることとなる労働者の割合(以下「影響率」という。)は、令和 7 年度改正において福井県は 26.5%、全国平均は 27.7%であった。影響率 26.5%を上回る地域は 35 道府県(うち B ランクは 28 道府県のうち 17 道府県)であった。【第 2 回目安小委員会資料No.3】

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益見解(2 のカ)によれば、最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないとされ、福井県の令和 7 年度改正の発効後の雇用失業情勢では、有効求人倍率や有効求人数、事業主都合離職者数の推移においても大きな変化は認められない。【第 527 回資料 28】

また、最低賃金改定後の毎年度第 4 四半期に福井労働局管下の労働基準監督署が実施した監督指導の結果、昨年度改正の影響率の上昇によっても、履行確保上深刻な問題を及ぼしていると考えられるような違反率の急激な上昇は認められなかった。【第 527 回資料 2】

イ 労働者の生計費

生活水準の維持・向上及び購買を維持する観点から、最低賃金を引き上げる必要性があることは、公労使一致した認識である。

令和 7 年 4 月の世帯別人員別標準生計費(福井市)を用いた試算では、世帯別の標準生計費に対する必要な賃金時間単価は、令和 7 年度の最低賃金が発効した後の消費者物価指数の上昇率を考慮すると次のとおりである。【第 528 回資料 7】

(円)

世帯別人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
必要な賃金時間単価	1,227	1,088	1,023	1,061	1,242

連合のリビングウェッジでは、福井県内での最低生活費は 19 万 1 千円で、時間単価 1,160 円を必要としている。【第 527 回資料 49】

これらと比較し、現行の福井県最低賃金の水準は、3 人世帯を除くすべての世帯で十分な生計費を確保することが困難と言わざるを得ない。

生計費と賃金の差については、毎月勤労統計地方調査結果における令和 7 年の所

定内給与額は事業所規模 5 人以上で、令和 2 年の 236,272 円を 100 としたのに対して、令和 7 年の 248,511 円は 105.18、事業所規模 30 人以上で、令和 2 年の 251,853 円を 100 としたのに対して、令和 7 年の 262,927 円は 104.40 となり、令和 7 年の福井市消費者物価指数「総合」の 109.9(令和 2 年を 100)と比較して 4.72%ポイント及び 5.50%ポイントの差があり、賃金はいまだ消費者物価の上昇に追いついていない。【第 527 回資料 14、20】

さらに、令和 8 年 1 月から 6 月の福井市消費者物価指数「総合」の平均値は 110.88 と令和 7 年の 109.9 に対して 0.89%上昇している。【第 2 回専門部会資料 1】

上昇分を加味すれば、所定内給与額と福井市消費者物価指数との差は 4.76%ポイント(4.72×1.0089)及び **5.55%ポイント**(5.50×1.0089)の差となり、これを加味すれば**生計費による引上げ率は 58.44 円(5.55%ポイント)**、切り上げて**59 円**となる。

さらに、エンゲル係数が比較的高い最低賃金近傍で働く労働者にとっての生命線である「食料」の消費者物価指数については、昨年度最低賃金改定後の 10 月から翌年 6 月までで福井市消費者物指数は平均 **4.48%**上昇し、上昇率は全国平均の 4.34%を上回り、B ランク 28 道府県平均の 4.26%上昇と比較すると **1.052 倍(4.48/4.26)**となっている。【第 528 回資料 6】

中央最低賃金審議会の目安答申においては、昨年度に引き続き消費者物価指数のうち「頻繁に購入」する品目について重視し目安を出している中、ウエイトの高い「食料」の上昇率について考慮した場合、B ランクの目安が 56 円であることを踏まえれば、**目安額の 1.052 倍は 58.9 円**となり、**生計費による引上げ率を 59 円**とすることは合理的なものと考えられる。

ウ 賃金

賃金に関する各種統計資料を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃上げ率は、連合の集計結果(加重平均)では次のとおりである。【第 528 回資料 5】

連合	規模	本年度賃上げ率	昨年度実績
全国 (第 7 回集計)	全体	5.01%	5.25%
	100～299 人	4.83%	4.76%
	100 人未満	4.26%	4.36%
県内 (7/15 時点)	全体	5.60%	5.69%
	100～299 人※	5.10%	5.13%
	100 人未満※	3.89%	3.63%

※単純平均

福井県経営者協会による賃金改定調査結果(中間報告)では、全体では 4.25%(前年最終 4.27%)、業種別では製造業 4.47%(同 4.38%)、非製造業 3.97%(同 4.17%)、となっている。【第 527 回資料 35】

福井県経営者協会	規模	本年度賃上げ率	昨年度最終実績
県内	全体	4.25%	4.27%
	100～299 人	4.16%	4.36%
	100 人未満	3.45%	3.85%

令和 8 年 6 月に厚生労働省が実施した賃金改定状況調査では、中小零細企業の賃金上昇率を示す第 4 表③において、B ランクは 3.7% (前年 3.4%) である。【第 2 回目安小委員会資料 No. 1】

以上、総じて規模・業種にかかわらず、昨年度と同様 3% から 5% 台の高い賃上げの状況が継続している。

また、令和 8 年 3 月卒の新規学卒者の初任給情報では、規模 4 人以下で 204 千円と前年の 193 千円に対して **5.70% 上昇**、規模 5～29 人以下で 204 千円と前年の 196 千円に対して **4.08% 上昇**している。【第 527 回資料 26】

さらに、事業所が支払おうとしている低廉な労働者に対する賃上げの状況に最も近いと考えられるパートの求人賃金下限賃金額については、令和 8 年 3 月から 6 月は 1,165 円から 1,171 円の範囲であり、前年同月と比較すると **5.14% から 6.49% の上昇**、平均では **5.73% の上昇**となっている。【第 527 回資料 25、第 3 回専門部会資料 3】

これらを踏まえれば、賃金改定状況調査の上昇率が 3% 台にとどまっていたとしても、他の賃上げ状況等を踏まえれば、上記 1 で示した**引上げ率を 5.60% とすることは合理的である**と考えられる。

また、連合福井の賃上げ率が全国平均を上回る状況であることを踏まえれば、目安額を上回る引上げを行うことも合理的なものと考えられる。

エ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されることから各種指標に基づき判断した。

(ア) 企業経営の状況

北陸財務局福井財務事務所の福井県内経済情勢(資料)(令和 8 年 4 月)によれば、県内の経常利益(電気・ガス・水道業、金融・保険業を除く)は、令和 7 年度は前年度に引き続き増益見込みとなっており、全産業では前年度比プラス 6.7% となっている。【第 527 回資料 32】

令和 7 年度の売上高経常利益率は、日銀短観(2026 年 6 月調査)によれば、全国が 7.61% のところ、北陸短観(県別集計データ)(2026 年 6 月調査)によれば、福井県は 9.03% と堅調に推移しており、過去 22 年間で最も高く、平成 25 年度からの直近 13 年間は 5% 以上と経年的に安定している。よって、令和 7 年度は**全国より 1.42% ポイント優位**であり、**全国加重平均 1,121 円から算定すると 16 円程度**の

優位性がある。【第 527 回資料 42、43】

さらに、従業者 50 人以上かつ資本金額又は出資金額 3000 万円以上を調査対象とした企業活動基本調査に基づき 1 人あたりの経常利益率、付加価値額(労働生産性)を算出したところ、令和 6 年度の 1 人あたり経常利益率は全国が 383 万円で前年比 4.36%上昇しているところ、福井県は 266 万円で前年比 28.50%上昇と **24.14%ポイント優位**であり、**全国加重平均 1,121 円から算定すると 271 円程度の優位性**がある。

同様に 1 人あたり付加価値額については、令和 6 年度の 1 人あたり付加価値額(労働生産性)は全国が 979 万円で前年比 3.60%上昇しているところ、福井県は 831 万円で前年比 12.30%上昇し、**8.70%ポイント優位**であり、**全国加重平均 1,121 円から算定すると 98 円程度の優位性**がある。【第 527 回資料 44】

また、県(国)民経済計算に基づき労働分配率を算出したところ、令和 5 年度は全国平均で 68.4%に対して福井県は 65.4%となっており、これは福井県の労働生産性に優位性がありながら、福井県は賃金への分配率が低く、福井県の企業収益が統計上好調な状況からみれば、賃金支払能力は一定程度にあるとも考えられる。【第 527 回資料 46】

これらのことから、企業全体の景況や業況は全国と同等以上の水準にある。

しかしながら、上記ウに記載の賃上げ状況を勘案するに、企業規模により賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある、価格転嫁の状況については、主に規模 20 人以下の小規模事業者を調査対象とする福井商工会議所の特別調査(令和 7 年 12 月期)によれば、8 割を超える(前年同期調査は約 9 割)事業所で価格転嫁が行われているが、価格転嫁率は 34.0%(同 36.4%)にとどまっている。

【第 527 回資料 38】

また、同商工会議所の令和 8 年 4 月の特別調査によれば、中東情勢の悪化によりマイナスの影響を受けていると考える企業が 9 割に達し、令和 8 年 6 月期の調査では、原材料価格の高騰と供給制約への懸念強まる、景況感是一部業種で改善となっている。【第 527 回資料 40、36】

さらに、財務省北陸財務局福井財務事務所の景気予測調査では、令和 8 年 4 月から 6 月期の企業の景況判断は「下降」超であり、先行き見通し(令和 8 年 7 月～9 月期)も「下降」超となっている。【第 527 回資料 33】

福井県の企業経営が好調な状況にあっても、地域別最低賃金が全ての企業に例外なく罰則付きで適用されることや、小規模事業者の価格転嫁の状況等を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると考えられるため、中小・零細企業の実情を考慮する必要がある。

以上を踏まえれば、上記 1 で示した目安+3 円とした引上げ額は、売上高経常利益率、1 人あたり経常利益率、1 人あたり付加価値額(労働生産性)からみた全国との優位額と比較すれば、上記実情を考慮できる範囲内であり、合理的なもの

と考えられる。

(イ) 影響率

令和8年6月に福井労働局が実施した基礎調査によれば、現行時間額1,053円から59円引き上げた場合の影響率は27.5%と令和7年度改正における全国平均27.7%と同水準である。【第528回資料3】

最低賃金の引上げに伴う影響は無視できないが、最低賃金改定後の毎年度第4四半期に福井労働局管下の労働基準監督署が実施した監督指導においては、近年の影響率の上昇によっても、履行確保上深刻な問題を及ぼしていると考えられるような違反率の急激な上昇は認められず、このことは各種助成金等支援策の充足と相まって、最低賃金の引上げの必要性について一定の理解が得られているものと考えられる。【第527回資料2】

オ 地域間格差

令和8年度の改正審議に際し、当審議会に寄せられた要請等を引用すると、以下のとおりである。

- ・ 「東京1,226円と最低額1,023円との差は203円あり、同じ仕事をして、住む地域によって大きな賃金格差が生じています。こうした格差は、地方から都市部への人口流出を促し、地域経済の疲弊をさらに進める要因となっています。」(全労連東海北陸地協)【第527回資料48】
- ・ 「地域間の金額差も依然大きく、209円という額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続や発展の厳しさを助長している。」(連合福井)【第527回資料49】
- ・ 「昨年度と比較すれば、福井県と東京都等都市部の最低賃金の格差は縮小してはいるものの、最低賃金の地域間格差は依然として大きく、福井から都市部へ若者が流出する要因の一つとなっている。都市部への労働力の集中を緩和し、地域の労働力を確保することは、福井県をはじめとした地域経済の活性化には必要不可欠である。」(福井弁護士会)【第528回資料10】
- ・ 「都市部への人口流出を防ぎ、福井経済を前に進めるため、賃金の地域間格差をさらに縮め、福井で働く全世代が希望の持てる金額を導き出せるようお願いする。」(福井県知事)【第528回資料11】

これらの地域の声に対し、当審議会においては、福井県最低賃金が各種指標に照らして、全国的なバランスに配慮したものになるよう、今後も努めるものとする。

(3) 改正額

上記(2)のとおり最低賃金法第9条第2項に規定する労働者の生計費、賃金、通

常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に勘案し、地域間格差の是正の検討も踏まえ、改正額は福井県最低賃金時間額 1,053 円を 59 円(5.60%)引上げ、時間額 1,112 円とする。

2 発効日について

発効日については中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会の取りまとめ報告において、最低賃金引上げの交渉材料として発効を遅らせることは適切ではなく、また、企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論するよう求める旨の取りまとめが全会一致で了承されている。

最低賃金近傍で働いている人たちの生活を考えれば、できるだけ早く改正額を発効することが望ましく、また、上記 1 の引上げ額の検討にあたっては、発効日の要素は含まず、三要素に基づき丁寧な議論を行った結果提示している金額であることから、交渉材料として発効日を遅らせる合理的理由はない。

さらに、福井県においては今年度に入り最低賃金の発効を遅らせるべき大規模災害等の特別な事情は生じておらず、準備期間を設ける合理的理由も見いだせない。

以上より、令和 8 年度の福井県最低賃金の発効については、指定発効によらず**法定発効**とする。

3 政府等への要望

引上げ額 59 円は、福井県内では令和 7 年度に次いで過去 2 番目に高い引上げ額となり、影響を受ける企業も少なくない。企業は人手不足に伴う防衛的賃上げを行っているが、限界と感じている企業も少なくない。中小企業・小規模事業者に配慮し、生産性向上を図るとともに、持続的な賃上げが可能となるよう、生産性の向上をはじめ価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施できるよう、以下の点について要望するものである。

(1) 政府への要望

- ・ 生産性向上の支援については、設備投資の計画の策定等に当たって、経常的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者に配慮し、可能な限り多くの企業が、各種の助成金等を容易に利活用し、賃上げを実現できるよう、政府の掲げる生産性向上等の支援や経営支援のより一層の強化を図ること。
- ・ 価格転嫁対策については、価格転嫁率が低い現状を鑑み、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に所管省庁において、業種別の価格転嫁状況の改善が図られるよう、中小企業庁、公正取引委員会を含む省庁横断的な執行体制を引き続き強化することで、価格転嫁対策のより一層の推進を図ること。
- ・ 業務改善助成金については、今年度の受付開始期間は令和 8 年 9 月 1 日からとな

っているところ、同助成金の更なる利用促進のため、次年度以降は9月1日にこだわらず、受付開始期間を前倒しすることにより受付期間を長くとれるよう制度の見直しを図ること。

(2) 福井労働局への要望

- ・ 中小企業・小規模事業者に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう周知期間にも留意し、広報活動を強化するとともに、引き続き県内の各産業支援機関と有機的に連携し、専門家の活用などを通じ、上記企業における経営力向上を支援するなど関係機関と連携し、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。
- ・ 最低賃金の改正額を踏まえ、発注済みの公契約額が見直されるよう、福井県及び各市町に対して要請を行うこと。
- ・ 福井県最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと。